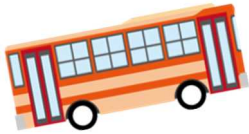


沖縄県貸切バス活用支援事業 事務処理マニュアル



文化観光スポーツ部
観光振興課

補助事業者

- 沖縄県貸切バス活用支援事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付対象となる事業者は、道路運送法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業で、沖縄県内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者とします。
- なお、補助事業者の確認を行うため、補助金交付申請書を沖縄県に提出する前に、沖縄県貸切バス活用支援事業登録事務局（沖縄県バス協会）に登録事業者の申請をお願いします。
- 登録事業者は、沖縄県バス協会のホームページ上で公表されます。

補助事業

- 本事業における補助の対象となる事業は、県内の学校、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、企業、自治会、老人会、子供会等からの依頼により沖縄県内で貸切バスを運行する事業です。
- 学校等は例示であって、県内の団体/個人からの依頼により、沖縄県内で貸切バスを運行する事業が補助の対象です。
- そのため、県外の企業又学校等の依頼により、沖縄県内で貸切バスを運行する場合は、補助の対象外となります。
- また、旅行会社からの依頼（販売手数料等が発生する場合）により、貸切バスを運行する事業も、補助の対象外となります。

補助対象経費

- 補助の対象となる経費は、運賃（キロ制運賃及び時間制運賃）、バスガイド料金です。
- なお、利用者が負担する有料道路料金、駐車料金のほか、宿泊費、消費税及び地方消費税などは対象外です。

補助金額

- 補助金の額は、運賃に対し、定額補助として、上限 30,000 円とします。
(ただし、4 時間以下の利用の場合は、半額 15,000 円)
- バスガイドを利用した場合は、別途、上限 10,000 円を加算します。
- そのため、補助金の上限額は、40,000 円となります。
(運賃 30,000 円 + バスガイド料金 10,000 円)

補助金の算定方法

- 運賃における補助金の算定は、以下のとおりです。

①本事業の 適用前の運賃	②本事業の 適用後の運賃	③差額 (①-②)	④補助金上限額 (4 時間超)	⑤補助金額 (③・④の低廉の額)
46,840 円	26,840 円	20,000 円	30,000 円	20,000 円
46,840 円	16,840 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
70,000 円	35,000 円	35,000 円	30,000 円	30,000 円

注) ②の本事業適用後の運賃は、貸切バス事業者で設定して下さい。

- ただし、②の本事業適用後の運賃が 4,000 円を下回る場合は、補助金の算定上、4,000 円として算定しますので、ご注意下さい。

①本事業の 適用前の運賃	②本事業の 適用後の運賃	③差額 (①-②)	④補助金上限額 (4 時間超)	⑤補助金額 (③・④の低廉の額)
32,000 円	2,000 円	30,000 円		
	4,000 円	28,000 円	30,000 円	28,000 円

- また、連続して貸切バスを利用する場合、1 日あたり、30,000 円が上限となります。

(例)

1 日目 80,000 円 (適用前) - 30,000 円 (補助金) = 50,000 円 (適用後)

2 日目 60,000 円 (適用前) - 30,000 円 (補助金) = 30,000 円 (適用後)

- バスガイドを利用した場合は、上限 10,000 円/日まで加算できます。

補助対象期間

- 補助対象期間は、令和4年7月1日から令和5年3月10日までの期間中及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間中に貸切バスを運行する場合は補助の対象となります。
- なお、令和5年4月1日からの運行に係る補助については、令和4年度の予算を繰越のうえ、執行しますので、予算状況により、令和5年9月30日前であっても事業を終了することがありますので、ご了承下さい。

補助金の交付申請の期限

- 上記の補助対象期間とは別に補助金の交付申請は、予算の管理や実績等の確認を行うため、下記のとおり、期を分けて受付を行いますので、必ず、期限内に申請をお願いします。

<令和5年度第1期>

申請期限：令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

運行期間：令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

<令和5年度第2期>

申請期限：令和5年6月19日から令和5年7月31日まで

運行期間：令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

補助金の支払い

- 補助金の支払いは、上記の期ごとに、実績の確認、補助金の確定を行い、支払いを予定しております。
- そのため、交付申請、実績報告、請求書の提出については、それぞれの期ごとに必要となりますので、対応をお願いします。

沖縄貸切バス活用支援事業Q & A

問1 本事業は、利用者が県に対し、申請等の手続きが必要でしょうか。

- 本事業は、貸切バス事業者が沖縄県からの補助金を受けて、貸切バスの運賃を低減のうえ、販売することになりますので、利用者において、沖縄県に申請等の手続きはありません。

問2 本事業の対象外となる運行は、どのような運行でしょうか。

- 本事業は、県内の学校、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、企業、自治会、老人会、子供会等からの依頼により、沖縄県内で貸切バスを運行する事業が補助の対象であるため、次に該当する場合の運行や県外の企業、団体等から依頼により、沖縄県内で貸切バスを運行する場合は、補助の対象外となります。
 - (1) 貸切バスの運行に対し、国、都道府県又は市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合（ただし、利用者（個人）の経済状況等に着眼して支給される就学援助等は除く）
 - (2) 旅行会社からの依頼（手数料が発生する場合）として運行する場合
 - (3) 貸切バスを活用した旅行商品（バスツアー）として運行する場合
 - (4) イベント主催者等による送迎（シャトルバス等）として運航する場合
 - (5) 宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く。）又は選挙活動を目的とする場合
 - (6) 概ね同一の利用者が、概ね同一の行程を反復継続して利用する場合
 - (7) 予約を受け付けたものの、利用者の都合等でキャンセルとなり、実際に運行しなかった場合
 - (8) 県外の企業、団体等からの依頼で運行する場合
 - (9) その他本事業の趣旨と異なり、不適當な運行と知事が認めた場合

問3 どのようなバスの利用が対象となりますか。

- 上記以外の利用であれば対象となりますが、例えば、学校等が行う遠足、平和学習、社会見学などのほか、クラブ活動や大会に参加するための利用、企業/団体におけるボランティア活動、自治会・老人会・子供会等におけるイベント利用などを想定しています。

問4 補助金の交付決定前に予約を受け付けることは可能でしょうか。

- 補助金の交付決定前に予約を受け付けることは、貸切バス事業者の判断で行っても差し支えありませんが、補助金が適用できるかどうかは、予算や実際の運行状況などを確認のうえ、判断することになりますので、ご留意下さい。

問5 補助金の交付決定額以上に予約を受け付けることは可能でしょうか。

- 補助金の交付決定額以上に予約を受け付けることは、貸切バス事業者の判断で行っても差し支えありませんが、補助金の交付決定額を超えて補助金を支払うことはできません。
- そのため、補助金の交付決定額以上に利用実績が見込まれる場合は、変更申請の手続きが必要となりますので、沖縄県に報告のうえ、変更承認申請書の提出をお願いします。
- ただし、補助金は予算の範囲内で交付することになりますので、予算を超えた場合は、対応出来ませんのでご注意ください。

問6 例えば、第1期の補助金に不用が出た場合、第2期に活用することは可能でしょうか。

- 第1期と第2期の補助金は別の補助金となりますので、単純に活用することは出来ません。
- 第1期の実績報告書の提出と第2期の補助金交付申請書の提出をお願いします。

問7 今後、国のGo-Toトラベルや都道府県版Go-Toトラベルなどと併用することは可能でしょうか。

- 現時点において、国のGo-Toトラベルや都道府県版Go-toトラベルの詳細は分かりませんが、交付要綱において、貸切バスの運行に対し、国、都道府県又は市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合は、対象外としていますので、併用することはできません。

問8 旅行会社からの依頼により運行する場合で、補助の対象となる場合はどのような場合でしょうか。（令和4年7月5日追加、令和4年7月26日修正、令和4年9月20日修正）

- 旅行会社は、貸切バスを手配（依頼）した場合、契約等で規定した手数料を受け取ることもありますが、本事業は貸切バス事業者の支援が目的であることを考慮し、バス会社と旅行会社において、手数料を取らない手配（依頼）として、バスを利用（例えば、修学旅行や平和学習など、実際の利用者が学校である場合など）する場合は、補助の対象に該当します。
- なお、旅行会社とバスを利用する者（修学旅行などで利用する学校等。以下同じ）との間で発生する手配に係る手数料（割引後の貸切バスの手配に係る旅行会社が約款等で定める手数料）については、交付要綱第2条第1項第2号に規定する手数料には該当しません。
- 旅行会社においては、バスを利用する者に対し、貸切バスの割引後の運賃に対し、手数料が発生することについて、丁寧に説明をお願いします。
- ただし、貸切バスを利用した旅行商品（バスツアー）として運行する場合のほか、バスを利用する者から、別途、手数料などを上乗せした料金を徴収（旅行会社が約款等で定める手数料を超えて料金を徴収する場合や本事業の開始後等に不当に手数料を改定する場合など、貸切バスの割引が利用者に還元されないような場合）して運行する場合など、本事業の趣旨と異なる運行の場合は、補助の対象外になります。
- 修学旅行において、本事業の活用を検討している旅行会社においては、今後、事業開始が予定されている全国旅行支援（おきなわ彩発見NEXT）の適用など、別の需要喚起策の利用条件などを確認のうえ、バスを利用する者に対し、提案をお願いします。

問9 イベント主催者等による送迎（シャトルバス等）として運航する場合はどのような場合でしょうか。（令和4年7月5日追加）

- イベント主催者等による送迎（シャトルバス等）として運行する場合の例示として、営利を目的としているイベントにおけるシャトルバスやお祭りなどのイベントにおける臨時駐車場と目的地を運行するシャトルバスを想定しております。

- なお、大学等におけるオープンキャンパスや説明会、会議等において、対象者を輸送（送迎）する場合に利用する貸切バスについては、イベントに該当せず、本事業の対象となります。

問 10 結婚式や葬式などで利用する場合は補助の対象になりますか。（令和4年7月26日追加）

- 宗教活動に該当しない冠婚葬祭であれば、補助の対象となります。
- なお、冠婚葬祭の申込は個人等が予約することを想定していますが、個人等になり、便宜上、結婚式場やホテル、葬儀場などが手配（依頼）する場合も対象とします。

問 11 空港までの送迎は補助の対象になりますか。（令和4年8月19日追加）

- 離島や本島又は県外への修学旅行、部活動の遠征等のため、空港までの送迎を行う場合については、補助の対象となります。
- なお、空港までの送迎（往路）のほか、空港からの送迎（復路）のどちらも対象となります。
- ただし、空港とホテルや観光地を結ぶシャトルバスについては、同一の行程を反復継続して利用する場合に該当するため、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

問 12 消費税の考え方について教えてください。（令和4年8月19日追加）

- 本事業を活用して割引した貸切バスの運賃に係る消費税の考え方については、税理士又は国税事務所にお問い合わせ下さい。
- なお、国税局のHPによると、国または地方公共団体からの補助金や助成金等については、消費税の対象とならない（不課税）と記載されておりますが、各事業者において、確認をお願いします。

<参考：国税庁HP>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm>

問 13 1期目に補助事業を実施していませんが、2期目から補助事業の交付申請書を提出してもよいでしょうか。(令和4年8月19日追加)

- 2期目から補助事業を実施しても構いませんが、申請期限は令和4年9月1日から11月30日までとなりますので、ご注意下さい。(P3を参照)
- なお、予算の管理等のため、補助事業の開始前(最初の利用前)までに、必ず、交付申請書の提出をお願いします。(10月1日から利用の可能性がある場合は、9月中に申請書の提出をお願いします。)
- 3期目も上記と同じ取り扱いとしますので、ご留意下さい。

問 14 バスガイドを利用した場合、実績報告書で提出する資料はありますか。(令和4年8月19日追加)

- バスガイドを利用した場合、実績報告書において、バスガイドの勤務状況が分かる資料(出勤簿/タイムカード等)の添付をお願いします。
- なお、上記の資料で判断出来ない場合は、後日、別の資料の提出をお願いすることもありますので、ご対応のほど、よろしくをお願いします。

問 15 旅行会社からの依頼により運行した場合、実績報告書で提出する資料はありますか。(令和4年8月19日追加)

- 旅行会社からの依頼により運行した場合、問8(P6)に記載のあるとおり、手数料が発生しない場合は、補助の対象としています。
- そのため、実績報告書において、手数料が発生していないという説明資料を、バス会社及び旅行会社の連名(捺印は不要)で作成のうえ、添付をお願いします。
- なお、説明資料の文言については、各事業者の判断にお任せします。(例えば、手配等を管理するシステム上、手数料が発生する仕組みであるが、実際、手数料は免除又はその後、手数料相当分を返還するなど、実質的に手数料が発生していないことを説明して下さい)

問 16 利用者から運行依頼（予約）を受けたが、自社運行バスに空きが無い場合、他社に運行を委託した場合は対象となりますか。（令和 4 年 11 月 1 日追加）

- 他社に運行を委託（例えば、A社において 10 台の予約があったが、自社運行バスに空きがなく、B社に 3 台の運行を委託）した場合であっても、補助金の対象となります。
- 当該事例における補助金は、他社に運行を委託した A 社で整理のうえ、実績報告書等を提出して下さい。
- なお、実績報告書に添付する資料については、運送申込書／運送引受書・乗車券は A 社の資料、乗務記録は B 社の資料、支払い等が確認できる書類等は A 社の資料として整理して下さい。

問 17 学校が貸切バスを利用した場合、請求書を市町村教育委員会に送って欲しいと言われることがあります。この場合も対象となりますか。（令和 4 年 11 月 1 日追加）

- 公立学校における貸切バスの利用については、運賃を利用者（保護者等）が負担する場合のほか、公費負担として学校の運営費や市町村教育委員会等（又は県教育委員会、教育事務所等。以下同じ。）で負担する事例があると聞いております。
- 公立学校の運営費は、公費として市町村教育委員会等から支給されていること等を鑑み、公立学校と当該公立学校を所管する市町村教育委員会等は同一の団体とみなし、補助金交付要綱第 2 条第 2 項第 1 号の「市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合」には該当しません。
- そのため、利用者（公立学校）と運賃支払者（請求書を発送する市町村教育委員会等）が異なる場合であっても補助の対象とします。
- なお、当該事例等の場合、運送申込書／運送引受書・乗車券において、その内容が分かるように整理をお願いします。

問 18 利用時間の 4 時間の考え方を教えてください。(令和 4 年 11 月 1 日追加)

- 貸切バスの運賃については、国が定める公示運賃（上限額、下限額）が定められており、当該公示運賃の範囲において、キロ制運賃と時間制運賃を合算して算出することとなっております。
- また、時間制運賃については、運行の前後における安全確認に要する時間として 2 時間（運行前：1 時間、運行後：1 時間）及び走行等に要する時間（営業所の出発から営業所の帰庫までの時間）として最低 3 時間の合計 5 時間が適用されることとなっております。
- 上記のとおり、運行の前後における安全確認に要する時間（2 時間）を含めた時間が運賃として算出されることを踏まえ、補助金の算定における利用時間については、運行の前後における安全確認に要する時間（2 時間）を含めた時間を利用時間として実施計画書又は利用実績書に記載して下さい。
- ただし、実際の利用時間が安全確認に要する時間が 2 時間であって、走行等に要する時間（営業所の出発から営業所の帰庫までの時間）が 2 時間未満の場合は利用時間が 4 時間を下回ることとなり、補助金の適用額は 15,000 円となりますのでご注意ください。
- なお、第 1 期及び第 2 期の運行（10 月分に限る）において、上記の利用時間を誤って運賃の算定をした事例がある場合（本来は 15,000 円のところ、30,000 円を適用した事例）、実績で補助金が 15,000 円となると補助金の適用後であっても公示運賃を下回り、国から行政指導等の対象になる可能性があることから、顛末書を作成のうえ、実績報告に提出をお願いします。
- 利用時間の考え方については、県による説明会等で明確な説明をしていないことから、第 1 期及び第 2 期の運行（10 月分に限る）において、誤って運賃の算定をした事例については、顛末書を添付することで特例的に認めることとしますが、第 2 期（11 月以降）及び第 3 期の運行については適切な運賃の算定をお願いします。

問 19 実績報告書に添付する利用者による支払い等が確認出来る書類等の写しが遅くなる場合は、どうしたらよいでしょうか。(令和4年11月1日追加)

- 実績報告書を提出する場合、添付書類として、補助金適用後の運賃を利用者が支払った書類をお願いしているところではありますが、利用者の支払いが遅くなる場合は、遅延理由書を作成し、実績報告書に添付のうえ、提出をして下さい。
- 補助金の額の確定及び支払いについては、利用者による支払い等が確認出来る書類等の写しが無くても、遅延理由書があれば対応することとしますが、その後、支払いがあれば、遅滞なく、書類の提出をお願いします。
- なお、運行後、一定の期間が経過した後においても、利用者による支払い等が確認出来る書類等の写しの提出が無い場合は、利用が無かったとみなし、補助金を取り消すことがありますのでご留意下さい。